

定 款

フクシマガリレイ株式会社

制定 1951年12月 8日
改定 1990年 6月28日
改定 1990年12月18日
改定 1992年 6月26日
改定 1993年 6月29日
改定 1994年 6月29日
改定 1995年 6月29日
改定 1997年 6月27日
改定 1998年 6月26日
改定 1999年 6月29日
改定 2000年 6月29日
改定 2001年 6月28日
改定 2002年 6月27日
改定 2003年 6月27日
改定 2004年 6月29日
改定 2004年 8月 2日
改定 2005年 6月29日
改定 2006年 6月29日
改定 2008年 6月27日
改定 2009年 6月29日
改定 2013年 7月 1日
改定 2015年 6月26日
改定 2019年 6月27日
改定 2020年 6月29日
改定 2022年 6月27日
改定 2023年 6月27日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、フクシマガリレイ株式会社と称し、英文では FUKUSHIMA GALILEI CO. LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 業務用冷凍・冷蔵庫、ショーケース、製氷機の製造、販売
2. メディカル機器及び医療機器の製造、販売
3. 業務用温蔵庫の製造、販売
4. 厨房用機械器具の製造、販売
5. 前各号の機器設置工事の請負、メンテナンス
6. 保温、保冷、防熱工事
7. 店舗、厨房の企画、設計、施工
8. 不動産の賃貸、管理、駐車場の経営
9. 建築工事業、内装仕上工事業
10. コンピューター及びその周辺機器並びにソフトウェアの開発、販売
11. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権の使用許諾、運用
12. パンの製造、販売
13. レストランの経営
14. 印刷物の製作及び販売
15. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、63,685,000株とする。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会において予め定めた取締役が招集し、その議長に任ずる。但し、当該取締役に差支えあるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(買収防衛策)

第19条 当会社の株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。

- 2 前項における買収防衛策とは、当会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに、新株または新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損う恐れのあるものによる買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなどの買収防衛策の具体的な内容を決定することをいう。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

- 2 監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(解任方法)

第22条 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役を除く取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役を除く取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(任期)

第24条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第69期定期株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による定款一部変更前の定款第40条の定めるところによる。